

大阪府知事 太田房江 様

## 障害者自立支援法実施に伴う利用者負担の軽減と 施設経営の安定化のための緊急申し入れ

2006年6月28日

日本共産党大阪府議会議員団

団長 宮原 威

障害者自立支援法が実施されて3カ月が経過しようとしている。

原則1割の応益負担が導入され、経済的理由などで、施設を休む人や退所を考える人、在宅サービスの利用手控えなどが起こり、施設では報酬単価引き下げ（1～1.3%）と月額制から日額制へ支払い方法が変わったため、大幅な収入減となり、経営の根本を揺るがすなど、障害者の自立と社会参加を妨げる様々な問題が噴出ししている。

福岡市で重い障害を持つ娘を介護する母親が、負担増を苦に無理心中をはかった事件は関係者に衝撃を与えた。

わが党国会議員団は6月7日に、「利用者負担と施設経営の危機打開へ制度の抜本的改善を求める緊急要求」を発表した。同時に、大阪府において、利用者負担の軽減と施設経営の安定化のために独自の支援が必要であることを痛感している。

以上の趣旨から、以下9点について要望する。

### 1、府の責任で、「法」実施に伴う影響について緊急に実態調査を行うこと

わが党議員団は、5月議会において、障害者自立支援法は、障害者が、社会参加を勝ち取っていく上で「新たな壁をつくるもの」と批判したが、実施2ヶ月で、早くもその影響が顕著に表れている。府の責任で施設利用者及び事業所の影響調査を行い、関係者の意見を真摯に聞くなど実態の把握に務め、少なくとも、以下の項目について実施前との比較を調査すること。

利用料

利用日数

在宅サービスの利用状況

施設運営の収入総額

施設職員の配置状況

## **2、福祉サービス利用料・自立支援医療費・補装具の自己負担増を抑えるために、独自の軽減策を講じること**

枚方市のある通所更生施設（定員48人）では、3月まで全ての利用者が自己負担ゼロであったものが、4月には、給食費の実費負担を含め、1万円未満の人が13人、1万円台が11人、2万円台が18人、3万円台が5人、4万円台の負担が1人と73%の人が1万円以上の負担となっている。平均通所日数は19日であるが、費用負担を苦にして通所日数を減らした人もある。当施設では別に送迎費を徴収しており、利用者負担はさらに増えている。国の負担軽減措置を適用されているものは約半数にすぎず、国の軽減措置が、要件がきびしく実態に合わないことを示している。

京都府では、国基準の上限額を半分にし、福祉サービス、自立支援医療、補装具を重複して利用する場合、それぞれ別々に上限まで負担しなければならないものを、利用したサービスの負担の合計額に上限を設ける「総合上限制度」を導入した。大阪府内では吹田市も一定の軽減措置をとることとなっているが、府内市町村では財政規模も財政状況も異なることから、府としての支援が必要である。

## **3、国に対して報酬単価の大幅引き上げと、日額制方式を実態にあったものに至急見直すよう求めると同時に、府も施設・事業所に対する独自の運営費補助を実施し、職員が生き生きと働くことができるよう支援する**

党国会議員団の緊急調査でも、身体、知的両施設で回答を寄せた全施設で、収入減となっている。10月に実施される精神障害者の施設でも、大幅な収入減が予想されている。きょうされんの調査によると、それぞれの施設では、収入減をカバーするために、開所日を増やす、定員を増やす、職員を削減するなどを検討しているが、これらはサービス水準の低下につながりかねず、施設の目的からもはずれることになる。

国に対して、報酬単価の大幅引き上げと日額制をやめるよう求めると同時に、府として施設経営の安定化のための補助制度を創設する。

## **4、障害程度区分認定にあたっては、障害の実態を正しく反映するとともに必要なサービスが引き続き受けられるようにすること**

すべての障害者に対して現行のサービス利用が引き下がらないようにすること。また、新規にサービスを利用する場合でも、障害程度区分が低く判定されたために生活に支障をきたす利用者に対しては、障害程度区分を見直すなど独自の救済措置を講じること。さらに、障害程度区分の認定調査項目を、あらゆる障害種別のニーズを反映しうるものに早急に改めるよう国に対し強く働きかけること。

**5、グループホームは障害程度区分の低い障害者を対象とするものとされ、世話人のみの配置（夜間は配置なし）でよいなど職員配置がきわめて少なくなる、しかし実態は夜間に世話人がいないなどということは知的・精神の場合、考えられない。府のグループホーム経営安定化加算は、増額して継続すること**

**6、障害児施設の利用については、特別の支援を行うこと**

障害児の療育は本来、公の責務であり、入所・通所に関わらず、障害児施設に「利用契約制度」はなじまないことから、今後とも現行の「措置制度」を継続するよう、国に対して強く要請すること。同時に府として、保護者の負担を軽減するよう特別の措置を講じること。

**7、無認可共同作業所補助金の水準を維持し、きめ細かな福祉サービスができるよう支援すること**

無認可共同作業所は、認可施設を補完し、福祉の裾野を広げる貴重な役割を担っている。自立支援法のもとでもその役割は変わらない。府は今日まで築いてきた補助の水準を維持すること。また、新規も含め法制上の施設への移行が困難な作業所への支援を継続し、小規模通所授産施設への助成も現水準を維持する。

**8、市町村の地域生活支援事業への財政支援を具体的にすすめること**

地域生活支援事業は、地域の実情にあわせて、市町村がメニューを選択して独自に行うこととなっており、利用料も市町村の条例で定めることとなっている。国の財政援助は、裁量的なものになっているため、財源不足が生じても国の追加義務がない。市町村の財政格差がそのまま施設の格差となる仕組みを改めるためにも府の

財政支援は欠かせない。市町村が現行通り無料又は、応能負担でサービスを提供できるように援助するべきである。

## **9、基盤整備に市町村格差を生じさせないために、「第3次大阪府障害者計画」の目標値を早期に達成し、さらに拡充する**

「第3次大阪府障害者計画」は、障害者及び家族や関係者のニーズ調査に基づいて、人口10万人規模の仮称「なみはや市」をモデル市として設定し、基盤整備の目標値を定めている。本年度中に市町村が策定する「障害福祉計画」は少なくともこの水準を上回るとともに、市町村間にアンバランスが生じないよう、府としての指導性を発揮すること。